

神戸大学大学院法学研究科説明会

2017年6月28日(水)13:30-15:00(予定)

於:第2学舎3階大会議室

1 大学院入試および教育の概要説明 (増島先生)

2 特色ある教育プログラムの説明(担当教員)

(1) 海外協定大学との留学プログラムその他

・海外協定大学とのダブルディグリー・プログラムについて (増島先生)

[イギリス・エセックス大学(修士課程)、ポーランド・ヤゲウォ大学(修士課程)]

・ASEAN Plus その他について (関根先生)

・EUIJ 関西について (関根先生)

・EU エキスパート人材育成プログラムについて (関根先生)

(2) GMAP in Law コースについて (玉田先生)

3 全体質疑応答

*** 休憩・移動 ***

4 主な専攻分野の説明(関係教員)

理論法学専攻(中会議室)

実定法
国際関係法
法社会学
基礎法

政治学専攻(大会議室)

現代政治
国際政治
思想・歴史

5 個別質疑応答

※現在、法学研究科は博士課程の専攻改組を文部科学省に申請しています。本計画の認可後、平成30年4月以降は、理論法学専攻・政治学専攻が法学政治学専攻へと名称変更されます。また、各コースについて研究者コースが研究者養成プログラムに、専修・社会人コースが高度社会人養成プログラムに、法曹リカレントコースが法曹リカレントプログラム、GMAP in Law コースがグローバルマスタープログラムにそれぞれ名称変更されます。

本説明会資料は改組前の平成29年度以前の情報をもとに作成していますが、改組後（平成30年度以降）の専攻分野・募集人員に変更はありません。

神戸大学大学院法学研究科 大学院説明会（2017年6月28日） 大学院入試および教育の概要説明

1. 入試について

- 平成27年度入学者より社会人学生を対象とした「長期履修制度」を導入しています。
詳しくは、募集要項、「長期履修制度について（留意事項）」を参照してください。

2. カリキュラムと修了要件について

- ・博士前期課程には4つのプログラムを設置する予定です。各プログラムによって、具体的に指導を受けられる専攻分野が異なりますので、募集要項をご参照ください。
- ・修了に必要な在学期間は（プログラムを問わず）2年間です。
 - *必要な要件を充たした場合には、1年または1年半で修了することも可能です。
 - *社会人学生の長期履修制度に関する詳細は、「長期履修制度について（留意事項）」を参照してください。
- ・前期課程を修了して修士号を得るためには、①履修科目から30単位の修得、②修士論文またはリサーチペーパーの執筆と口述試験の合格、が必要です。
- ・履修科目には、(i) 演習、(ii) 特殊講義、(iii) 文献研究があります。提供される科目や履修が求められる単位数はプログラムによって異なります。
 - (i) 演習： 指導教授による論文指導
 - (ii) 特殊講義
 - (iii) 文献研究
 - *他のプログラムを対象とした授業についても、一定の要件のもとで履修可能です。
 - *国際協力研究科など他研究科の講義も、一定要件の下で修了単位への算入が可能です。
- ・修士論文、リサーチペーパー

研究者養成プログラムでは修士論文の提出が求められます。提出期限は1月（または7月）上旬です。他のプログラム生は、修士論文かリサーチペーパーのいずれを提出してもよく、提出期限は1月（または7月）末です。修士論文は3万字以上、リサーチペーパーは2万字以上が必要です。

3. 後期課程への進学

進学試験を受験し、合格することが必要です。後期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、高度専門法曹養成プログラムを置く予定です。前期課程の高度社会人養成プログラムは、大学院入学時には後期課程への進学を予定していないことが原則ですが、前期課程で特に良い成績を収めたものについては後期課程への進学が認められることがあります。

神戸大学大学院法学研究科・大学院前期課程
 (現) 専修コース履修モデル*

*平成30年度から科目名称は変更予定です。

	学生 A	学生 B	学生 C	学生 D	学生 E
研究課題	標準技術と私的 独占	教育と法	東アジアの法文 化	選挙データ分析	グローバル化と 日本
卒業後進路	企業法務部員	公務員	NPO 職員	マスコミ社員	シンクタンク研 究員
専修コース授業	法学リサーチデ ザイン1 競争政策法 現代司法論 法政演習	法学リサーチデ ザイン1 憲法問題分析 行政法政策論 行政法過程論 法政演習	法学リサーチデ ザイン2 法文化 比較法制度論 法思想 国際法政策論 ADR 論 法政演習	政治学リサーチ デザイン 現代政治1 現代政治2 ジャーナリズム・ ワークショップ 法政演習	政治学リサーチ デザイン 比較政治1 比較政治2 Model Diplomatic Communications 法政演習
研究者コース授業	実定法 (経済法) 実定法 (知財法) 国際民事法 法学文献研究	実定法 (憲法) 実定法 (行政法) 国際法 法学文献研究	法哲学 日本法史 西洋法史 中国法 法社会学 法学文献研究	政治学方法論1 政治学方法論2 政治学方法論3 政治過程論 行政学 政治学文献研究	政治学方法論1 政治学方法論2 政治学方法論3 国際関係論 西洋政治史 国際関係論文献 研究
法科大学院授業	経済法 I 特許法	比較憲法	アジア法 A		国際取引法
他研究科授業					国際協力法

研究者コース・専修コース修了者 進路状況一覧(2017.6.28 現在)

【研究者コース(留学生を含む)・専修コース】

☆過去3年間(2014年度～2016年度)

	計	教員	公務	報道	他民間	進学	司法研修所	その他
法学系	44	1	9	0	15	11	0	8
政治学系	58	2	7	0	20	16	0	13
修了者総計	102	3	16	0	35	27	0	21

(内 訳)

☆2014年度

	計	教員	公務	報道	他民間	進学	司法研修所	その他
法学系	13	0	5	0	3	3	0	2
政治学系	17	1	3	0	6	4	0	3
修了者総計	30	1	8	0	9	7	0	5

*公務:参議院事務局, 大阪府庁, 東京都庁, 財務省神戸税関

☆2015年度

	計	教員	公務	報道	他民間	進学	司法研修所	その他
法学系	12	0	2	0	5	4	0	1
政治学系	17	1	2	0	4	4	0	6
修了者総計	29	1	4	0	9	8	0	7

*公務:航空自衛隊, 神戸税関, 熊本市役所

☆2016年度

	計	教員	公務	報道	他民間	進学	司法研修所	その他
法学系	19	1	2	0	7	4	0	5
政治学系	24	0	2	0	10	8	0	4
修了者総計	43	1	4	0	17	12	0	9

*公務:衆議院事務局、神戸税関、大阪国税局、

長期履修の申請等の手続きについて（留意事項）

1. 長期履修制度について

長期履修制度とは、本研究科高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラム入学者で、「職業を有している等の事情」により、標準修了年限の2年間で修了に必要な単位を修得し修了することが困難な者が、「標準修業年限を超えて一定の期間」にわたり単位を修得し修了することを希望する場合、審査のうえ履修期間の変更（延長）及び年間納付授業料額の変更を法学研究科長が許可する制度です。

2. 「職業を有している等の事情」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかを指します。

- (1) 職業を有し就業している場合（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事，育児，介護等の事情を有する場合
- (3) その他研究科長が相当と認めた場合

3. 「標準修業年限を超えて一定の期間」について

標準修業年限を超えて一定の期間とは、神戸大学教学規則第63条に定める標準修業年限（2年）に、プラス2年以内の4年以内です。

4. 長期履修を希望する場合の申請手続きについて

(1) 申請手続きの時期等

- ① 長期履修を希望する学生は、平成30年3月16日までに、後期から希望する場合は平成30年8月17日までに長期履修申請書を、指導教員（指導教員が未定の場合にあつては、大学院教務委員長とします。）を経由して研究科長に提出してください。

なお、長期履修申請書提出時に「職業を有している等の事情」を確認できる書面を添付してください。例えば、「勤務先の在職証明書」，「健康保険証の写し」，「母子手帳の写し」などでも差し支えありません。

- ② 在学学生は、長期履修申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたててください。
- ③ 長期履修の申請については、教授会が、申請の内容について審査のうえ、長期履修を許可するかどうかを決定します。

(2) 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

- ① 原則として、長期履修を許可された期間の変更はできませんが、真にやむを得ない事情により、許可された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書を、指導教員を経て研究科長に提出してください。

長期履修期間の延長を申請する場合にあっても、神戸大学大学院法学研究科長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意してください。

- ② 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ作成してください。
- ③ 長期履修期間変更の申請については、教授会が、申請の内容について審査のうえ、長期履修を許可するかどうかを決定します。

5. 納付すべき授業料の額について

- (1) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とします。（参考：神戸大学教学規則第84条）
- (2) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、(1)により算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とします。
- (3) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、(1)により定められる新たな授業料の額は、翌年度から適用することになります。
- (4) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には、短縮後の期間に応じて(1)により算出した授業料の年額に、当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこととなります。
- (5) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか、詳細については教務係に照会してください。

6. その他の長期履修制度について不明な点があるときは、教務係に照会してください。

海外協定大学とのダブルディグリー・プログラムについて

ダブルディグリー・プログラムとは、本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修することにより、本研究科、海外協定大学それぞれからの学位(二つの学位)を取得するプログラムです。

神戸大学大学院法学研究科前期課程在学中に、次の海外協定大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できます。

○イギリス エセックス大学政治学部(修士課程)

○ポーランド ヤゲウォ大学 Center for European Studies(修士課程)

海外協定大学へ派遣する学生を毎年度4月下旬から5月初旬に募集、6月上旬に本研究科からの派遣推薦を正式決定し、10月から留学することになります。留学期間中は、留学先指導教員及び本研究科指導教員と相談しながら研究を進めることとなります。なお、留学中は神戸大学へ授業料を納付する必要があります。

※留学先大学で取得できる学位、留学先大学の学費等はそれぞれの大学によって異なります。

エセックス大学とのダブルディグリー・プログラム

法学研究科博士課程前期課程の政治系専攻学生は在学中に、エセックス大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できます。エセックス大学学費は、授業料、寮費、事前英語研修等を含むパッケージ料金(滞在期間、寮の種類により異なる)£14,700~18,200です。※エセックス大学授業料等については、3分割による支払いが可能。以上の金額や支払い方式については、先方の政策変更で内容が変わることが考えられ、上記の金額や支払い方式が確定されているわけではありません。エセックス大学で取得できる学位等は以下のとおりです。

MA Political Science / MSc Political Science

MA Politics

MA Conflict Resolution / MSc Conflict Resolution

MA European Integration and European Politics / MSc European Integration and European Politics,

MA Global and Comparative Politics / MSc Global and Comparative Politics

MA Ideology and Discourse Analysis

MA International Relations / MSc International Relations

MA Political Behaviour / MSc Political Behaviour,

MA Political Economy / MSc Political Economy,

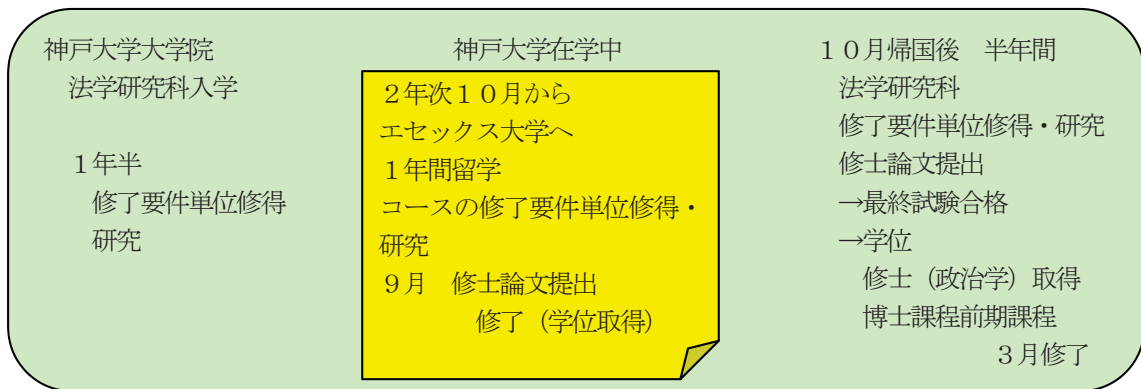
MA Public Opinion and Polling / MSc Public Opinion and Polling

(MA: Master of Arts / MSc: Master of Science)

※エセックス大学 Web サイトにより詳細を確認できます。(<http://www.essex.jp/postgraduate/>)

英語の成績は、エセックス大学の各コースにより異なり、ほとんどのコースが IELTS 6.5 またはこれと同等レベルの成績が必要です。各コースの詳細は Web サイトにより確認できます。

○ダブルディグリー・プログラムにより留学した場合 [3年在学期間]モデルケース



- ★神戸大学大学院在学期間2年でダブルディグリー・プログラムにより留学する場合、1年次10月からエセックス大学へ1年間留学・学位取得(2年次9月まで)、10月帰国後半年間で単位修得、修士論文提出、3月で修了する。
- 神戸大学在学期間実質1年間で30単位を修得し(留学中修得単位認定は上限10単位まで)、修士論文を作成することになる。

ヤゲウォ大学 Center for European Studies とのダブルディグリー・プログラム

法学研究科博士課程前期課程に在学中に、ヤゲウォ大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できます。ヤゲウォ大学における入学料・授業料・検定料は免除されます。

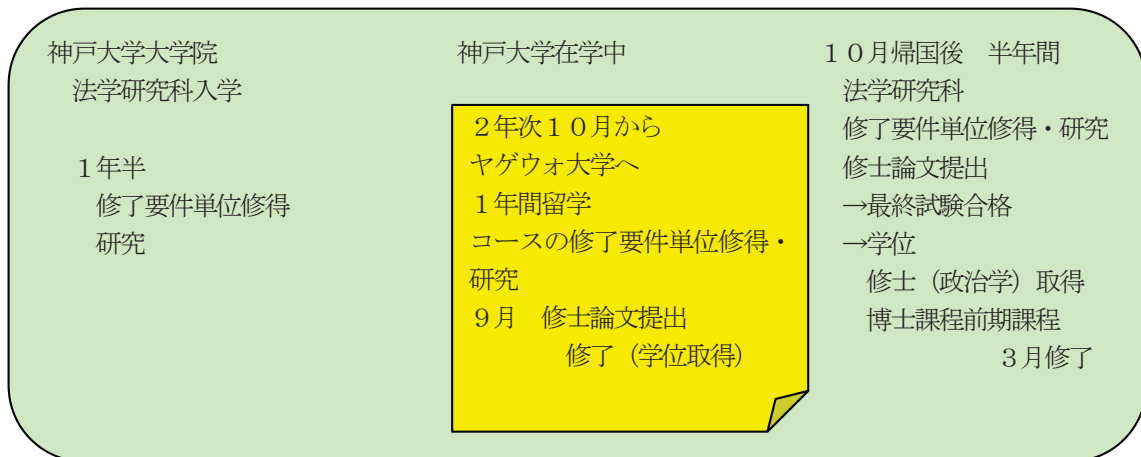
ヤゲウォ大学で取得できる学位は「MA in European Studies (MAES)」です。

※ヤゲウォ大学 Web サイトにより詳細を確認できます。(http://www.ces.uj.edu.pl/home)

英語の成績は、TOEFL(Internet-Based)79以上またはこれと同等レベルの成績が必要です。

詳細は Web サイトにより確認できます。

○ダブルディグリー・プログラムにより留学した場合 [3年在学期間]モデルケース



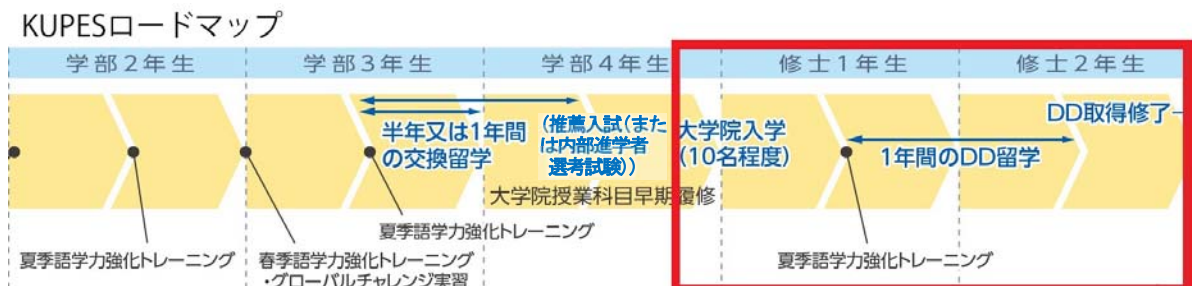
- ★神戸大学大学院在学期間2年でダブルディグリー・プログラムにより留学する場合、1年次10月からヤゲウォ大学へ1年間留学・学位取得(2年次9月まで)、10月帰国後半年間で単位修得、修士論文提出、3月で修了する
- 神戸大学在学期間実質1年間で30単位を修得し(留学中修得単位認定は上限10単位まで)、修士論文を作成することになる。

神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム
Kobe University Programme for European Studies (KUPES)
博士前期(修士)課程の概要

神戸大学 EU エキスパート人材養成プログラム (KUPES) は、国際文化／国際人間科学・法・経済の3学部・研究科の学生を対象に、EU (欧州連合) の社会文化・法・政治・経済的側面に関してそれぞれの専門分野と学際的観点から多面的かつ体系的に学べるように、神戸大学が独自に開発したプログラムです。博士前期 (修士) 課程では、欧州の協定校へ1年間留学しダブルディグリー (本学と欧州2つの大学の修士号) の取得を目指します。

1. DD留学の特長とメリット

- ・ 2年間で神戸大学と欧州の大学との2つの修士号の獲得が可能。
- ・ 神戸大と留学先大学の指導教員から国際的・学際的・補完的なアドバイスを受け、異なる研究手法や複眼的な視野を養うことができる。
- ・ 留学先の大学により条件が異なるが、テーマや内容を大きく変えることなく日本とヨーロッパの大学で修士論文を作成できる。
- ・ 日本と海外で2つの修士号を獲得することで進路の選択肢が広がる。特に修士号が必須要件である国際機関等や国際NGO、外資系企業ではアピールポイントになる。
- ・ 神戸大学で所属する研究科の推薦枠で欧州の大学に入学するため、(一部英国の大学を除き) 留学先大学への入学料・検定料・授業料の支払いが不要。更に、神戸大学内外の各種奨学金に申請できる。



2. DD留学体験学生の声

Q.どのような学修を経験していますか？

- 日本では理論的なこと、留学先では実践的な内容を学び、補完的に専門を学んでいます。
- ダブルディグリーの2年間は人生で最も密な時間でした。集大成として作成した修士論文に日欧で学んだこと全てを詰め込みました。



Q.あなたの進路にDD留学はどのように生かされますか？

- DD留学中日欧で築いた人脈のおかげで、留学中にEU政策専門の日系コンサルタント会社でインターンシップができました。
- 多様な価値観や生き方に触れ、自分のコアな部分を大切に長いスパンで人生を見るようになり、将来の進路の幅が広がりました。



Q.授業以外にどのような課外活動を行っていますか？

- 大学寮ではコソポ人など、日本ではなかなか会えない人達と話げできたのが刺激的でした。休暇中にルームメイトの実家に招待してもらったことは貴重な体験となりました。
- 授業以外にユニセフ学生団体に所属し、難民の子供達のためのファンドレイジングを行うなどのイベントに参加することで、学内外の人達と交流を持っています。

3. 当プログラムへの出願について

募集要項、出願書類は、受験される当該研究科の合格通知に同封いたします。また、KUPESのウェブサイトにて入手可能となります。その他応募の詳細情報については下記の問い合わせ先までご連絡ください。個別の相談にも応じます。

問い合わせ先

KUPES ウェブサイト：<http://www.office.kobe-u.ac.jp/intl-prg/eup/entry/>

問い合わせ：国際教育総合センタープログラムコーディネイト部門

E-mail：intl-prg@office.kobe-u.ac.jp 電話番号：078-803-7078

特色ある教育プログラムの説明

「EUIJ 関西」のご紹介

EUIJ関西は、EU（欧州連合）に関する教育・学術研究の促進、広報活動の推進や情報発信を通して、日・EU関係の強化に貢献するため2005年4月1日に、欧州委員会の資金援助により神戸大学・関西学院大学・大阪大学からなるコンソーシアムとして設立されました。

欧州の統合が驚くべきスピードで進み、世界におけるEUの役割は、ますます重要性を増していますが、日本におけるEUへの認識は、未だ充分ではありません。

本プロジェクトの果たす役割はたいへん重要であり、2009年4月1日より始まった第2期では京都大学経済研究所および関西大学を協定校とし、2012年8月に和歌山大学および香川大学経済学部を、2013年8月に奈良女子大学を協定校として組織を拡大し、第3期の活動を開始しました。

●EUIJ関西は、第1期の活動を拡大して、以下の広範な活動を実施します。

1. EUに関する教育・学術研究拠点となること

3大学の学生は広範なEU関連講義科目を単位互換制度を利用して履修することができ、所定単位修得者にはEUIJ関西より修了証書を授与します。欧州学術機関との学術交流の推進、学生に対する奨学金制度の促進、客員教授の招聘、共同研究の推進、EUに関するセミナー・講演会の開催、国際会議の開催などを行います。

2. EUに関する情報収集および発信拠点になること

3. EU普及活動の拠点となること

●Certificateとは

2005年4月より、EU（欧州連合）の機関である欧州委員会（駐日欧州連合代表部HP）の全面的な協力を得て、神戸大学・関西学院大学・大阪大学に、EU Institute in Japan, Kansai（EUIJ関西）が設立され、EUに関する包括的な研究・教育活動が実地されています。

EUIJ 関西を構成する三大学に所属する学部学生及び大学院生は、所定の科目を履修することにより、EUIJ 関西が発行する Undergraduate / Graduate Certificate in European Union Studies（EU 研究修了証）を取得することができます。このCertificate は、大学が授与する学士号・修士号とは別に、EU 研究につき所定の成果を上げた学部学生・大学院生に対し、EUIJ 関西が独自に授与するものです。

EUIJ 関西のCertificate プログラムは、日本では最大のEU 研究教育プログラムであり、海外で最大規模のEU Centre にも比肩するものです。もちろん、このCertificate は、それを取得することにより直ちに何かができるようになる資格を与えるものではありません。しかし、欧州連合が認定したEU 研究カリキュラムでヨーロッパの法・政治・経済等を学ぶことにより、将来国際舞台で活躍するためのしっかりとした基礎を身につけることができるでしょう。また、本Certificate プログラムに登録する学生には、他では得られないさまざまな機会が提供されます。

博士課程前期課程のみなさんへ

「GMAP in Law サーティフィケート」

のお知らせ

将来、海外の大学院への留学や国際企業等への就職を希望する皆さんにとって、博士前期課程の時から、英語で行われる授業になれておくことは極めて重要です。そうした希望を持った皆さんのために提供されるのが、GMAP in Lawサーティフィケートを取得するプログラムです。

神戸大学法学研究科では、海外から招いた一流の研究者や実務家による英語での授業を多数提供しています。また、専門の教師による法律英語の授業等も提供されています。博士前期課程在学中に、こうした科目の単位を一定数習得すれば、修了時に修士の学位に加えてGMAP in Lawのサーティフィケートが付与されます。またイングランドの弁護士会が認定する法律英語のテストであるTOLESを受験するための指導を受けることもできます。神戸大学法学研究科だから提供できるこのユニークなプログラムを活用して、法律学の専門知識だけでなく、英語力もあわせて身に付けましょう。

❖サーティフィケート取得要件

1. 法学研究科・博士前期課程（研究者コース・専修コース・社会人コース）に在籍する学生であること。

・GMAP in Lawコースに在籍する学生は取得できません。

2. GMAP教務係においてサーティフィケート取得登録を行うこと。

・サーティフィケートの取得を目指す学生は、必ずGMAP教務係（法学研究科教務係内）において、サーティフィケート取得登録を行ってください。

・少なくとも2学期間（4クォーター間）の登録が必要です。

3. 指定科目から14単位以上修得すること。

・「GMAP科目」または「グローバル専門科目」から14単位以上の履修が必要です。

・「GMAP科目」については、GMAP in Law (Kobe LL.M.) ウェブサイト

(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/GMAP/index.html>) で確認してください。

・いずれも英語で提供される科目であることが必要です。

❖2017年度GMAP科目（今後さらに追加される予定ですので、上記ウェブサイトで随時ご確認下さい）

- ・ Introduction to Legal English 1, 2（各2単位）
- ・ Advanced Legal English 1, 2（各2単位）
- ・ Japanese Legal System I, II（各2単位）
- ・ International Arbitration 1（2単位）
- ・ International Investment Law 2（2単位）
- ・ WTO Law（1単位）
- ・ Law of Treaties（2単位）
- ・ Sea Law（1単位）
- ・ Comparative Law in Asian Context 1 (Kobe SALAD)（2単位）
- ・ International Arbitration Institutions in Asia（1単位）
- ・ International Business Transactions (B)（1単位）
- ・ Asian Law（2単位）
- ・ FDI Moot Workshop（1単位）
- ・ Law Asia Moot Workshop（1単位）
- ・ Vis Moot Workshop（1単位）

❖問い合わせ先：GMAP教務係（法学研究科・教務係内）law-gmap-admin@edu.kobe-u.ac.jp